

快適住まいのリフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上と住まいの長寿命化、省エネ・寒冷地仕様化、バリアフリー化のため、子育て世帯をはじめとした町民が実施する住宅リフォームに要する費用の一部を補助することにより、町内でいつまでも快適に暮らすための居住環境の整備並びに建設業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅とは、個人が所有している戸建ての専用住宅又は戸建ての店舗併用住宅で、居住の用に供するものをいう。
- (2) リフォーム工事とは、別表に掲げる工事をいう。
- (3) 町内建設業者とは、斜里町建設工事等指名競争入札参加資格者及び斜里町小規模修繕契約希望者に登録されている、町内に独立した事業所を有する建設業を営む者をいう。
- (4) 子育て世帯とは、母子健康手帳の交付を受け出産を予定している者および中学3年生もしくは義務教育学校9年生までの子どもがいる世帯をいう。
- (5) 寒冷地向け住宅高断熱化工事（以下、高断熱化工事という。）とは、別紙1に定める判断基準に適合するものをいう。
- (6) 斜里町に住所を有する予定の者とは、申請時点で斜里町以外の市区町村に住民登録をしている者であって、斜里町に居住しようとする者をいう。
- (7) エコ住宅設備とは、国による省エネ住宅エコポイントの事務局に登録された型番の設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 斜里町に住所を有する者でリフォームを行う住宅の所有者。
 - (2) 斜里町に住所を有する予定の者で町内の住宅を取得し、リフォームした住宅に入居することを確約する者。
 - (3) リフォームを行う住宅の所有者全員及び同一世帯に属する者全員が、斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例（平成16年斜里町条例第23号）第2条第1号に定める町税等を滞納していないこと。
 - (4) 斜里町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年斜里町条例第14号）第2条1項に規定される暴力団員でない者。
- 2 前項2号に規定する確約には、リフォーム後6か月以内に入居することを条件とする。ただし、期限内に入居ができない正当な理由を書面により提出し、町長が認めた場合はこの限りではない。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、次に定める各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存する住宅であること。
 - (2) リフォームの着手時において、建築後5年を経過していること。
 - (3) 町内建設業者が自ら工事を行う住宅。
 - (4) リフォームに要する費用（消費税を除く。以下同じ。）が30万円以上であること。
 - (5) リフォームが各年度末までに完了すること。
- 2 前項第4号に規定するリフォームに要する費用には、次に掲げる各号の費用は含まないものとする。
- (1) 居住部分と居住以外の部分を併せて改修工事する場合は、その居住以外の部分の改修工事に要した費用
 - (2) 国、北海道、斜里町及び公共的団体から交付金等を受けた場合は、その対象額の算定基礎となった費用

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付は、同一住宅かつ同一名義人について1回限りとする。ただし、複数の住宅を所有している場合は、現に住んでいるもののほか住宅1件までの利用に限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、リフォームに要する費用の100分の10以内の額とし、千円未満の端数を切り捨てた額で上限は30万円とする。ただし、寒冷地向け住宅高断熱化工事を行った場合は、リフォームに要する費用の100分の15以内の額とし、千円未満の端数を切り捨てた額で、上限は45万円とし、子育て世帯は、リフォームに要する費用の100分の20以内の額とし、千円未満の端数を切り捨てた額で、上限は60万円とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、斜里町補助金等交付規則（昭和49年斜里町規則第2号。以下「規則」という。）第3条1項に規定する補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 申請者及び同一世帯に属する者の住民票の写し
- (2) 建物の所有権及び建築月日が証明できる文書の写し（建物登記事項証明書又は登記済証・建築基準法による検査済証・固定資産税課税台帳、売買契約書等）
- (3) 申請者及び同一世帯に属する者の町税や公共料金等の納入状況調査同意書及び第4条第2項2号で規定した事項に関する調査の同意書（様式第1号）
- (4) 工事見積書の写し（補助対象工事とその他の工事を分離したもの）
- (5) 工事契約書の写し
- (6) 建物の位置図及び工事箇所の図面及び写真（着工前の状況）
- (7) 住宅の見取り図及び面積表（非居住部分を含む住宅で屋根、外壁を改修する場合）
- (8) エコ住宅設備への改修を行う場合は、住宅エコポイント対象製品であることを証明できる

もの

- (9) 高断熱化工事を行う場合は、部位毎の使用資材の熱貫流率、熱伝導率がわかるもの
- (10) 斜里町暴力団の排除の推進に関する条例に基づく誓約書(別記様式1)
- (11) 出産を予定している者の場合は母子健康手帳の写し
- (12) 住所を有する予定の者の場合は、確約書
- (13) その他、町長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第8条 町長は前条の申請書の提出があった時は、その内容を審査の上、適正と認めた場合は、補助金の交付の決定を行い、申請者に規則6条第1項の規定する補助金交付決定通知書により通知する。交付の決定ができない場合は、快適住まいのリフォーム補助金を交付決定できない旨の通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)が前条の交付決定内容の変更等を行う場合は、変更工事の着手前にあらかじめ規則第5条第1項に規定する変更承認申請書に変更内容が確認できる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、その結果を快適住まいのリフォーム補助金変更(不)承認決定通知書(様式第3号)により交付決定者に通知し、承認した場合は、規則第8条第3項に規定する変更交付決定を通知する。

(実績報告等)

第10条 交付決定者は、工事が完了した場合、規則14条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者が発行した工事代金の請求書及び領収書または振込証の写し
- (2) 工事を実施した箇所の写真(着工前と完成が比較可能な同じ構図)
- (3) 工事完成図
- (4) 建築確認検査済証の写し(建築確認が必要な増築工事の場合)
- (5) 納入状況調査同意書
- (6) エコ住宅設備、高断熱化工事を実施した場合は、使用材料等の型番等がわかるもの
- (7) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の確定及び支出)

第11条 町長は、前条の規定により書類を受理した時は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、規則15条1項に規定する補助金確定通知書により通知し、補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する補助金は、町長が特に認めた場合、交付決定者に代わって、前条第1項に規定する施工業者に交付することができるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 第3条及び第4条の条件を満たさないとき。
- (3) 補助対象住宅の転売を目的として住宅リフォーム工事を行ったと認められるとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正行為によって交付決定及び補助金の支払いを受けたとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。

別表（第2条関係）

| 工種の種類 | 工 事 の 内 容 |
|-------|--|
| 増築工事 | 既存の住宅部分のない場所に新たに住宅部分を建築する工事 |
| 改築工事 | 既存の住宅部分の一部を取り壊し、その場所に住宅部分を改めて建築する工事 |
| 改修工事 | <ol style="list-style-type: none"> 1 建物の耐久性を高める改修工事（長寿命化型リフォーム） <ul style="list-style-type: none"> ・屋根・外壁の塗装及び更新、老朽水道管の更新 2 省エネ性能を高める工事（省エネ型リフォーム） <ul style="list-style-type: none"> ・寒冷地向け住宅高断熱化工事【※1】 ・エコ住宅設備の設置【※2】 ・サッシの取り替え、断熱材の改修 3 安全に住み続けるための工事（バリアフリー型リフォーム） <ul style="list-style-type: none"> ・床段差解消、手すり設置、廊下幅などの拡張 4 上記以外の一般修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・床・壁・天井の内装仕上げ材の塗替、張替等 <p>【※1】別紙1に定める判断基準に適合するもの。 【※2】国の省エネ住宅エコポイント事務局に登録されている製品であることが証明されるもの</p> 5 対象としないもの <ul style="list-style-type: none"> ・カーテン、家具等の調度品の購入、設置に要する費用 ・電話、インターネット、ケーブルテレビ等の配線工事 ・別棟の車庫、物置、庭等、居住以外の部分の工事 ・法令などに適合していない住宅及びリフォーム後、法令に適合しない住宅 |

様式一覧

| 様式番号 | 様式の名称 |
|--------------|----------------------------|
| 様式第1号(第7条関係) | 同意書 |
| 様式第2号(第8条関係) | 快適住まいのリフォーム補助金を交付できない旨の通知書 |
| 様式第3号(第9条関係) | 快適住まいのリフォーム補助金変更（不）承認決定通知書 |

様式 略

寒冷地向け住宅高断熱化工事判断基準

○定義

高断熱化工事とは、省エネ法に基づく平成 25 年基準及び住宅性能表示制度の断熱等性能等級 4 に適合する熱抵抗値、熱貫流率の基準値を超えるものとして、以下の内容に示すものをいう。

○高断熱化工事の対象箇所

屋根・天井・壁・床及び開口部とする。

ただし、建物全体の断熱化が対象となるため、部分断熱改修のみでは高断熱化工事の補助対象とはなりません。

○開口部の断熱性を高める工事

断熱性能が平成 25 年省エネ基準及び断熱等性能等級 4 に適合する、次の (1) 又は (2) に該当するものとする。

(1) 開口部の熱貫流率に適合する基準値は下記の通りです。

熱貫流率の基準値（窓・ドア）I 地域【斜里町】 **2.33 (W/m²・K)**

※窓・ドアメーカーのカタログ等を確認すること

※基準値以下であること。

(2) 建具とガラスの組み合わせ例

窓及びドアの仕様が平成 25 年省エネ基準又は断熱等性能等級 4 に適合する組み合わせは下記の通りとする。

| 建具の仕様 | | ガラスの仕様 (as:空気層又は中空層【mm】) | 熱貫流率 (W/m ² ・K) |
|-------|-----------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 構造 | 材料 | | |
| 一重サッシ | 木製又はプラスチック製 | 低放射複層ガラス(ガス入り)【as12】 | 1.9 |
| | | 低放射複層ガラス【as12】 | 2.33 |
| | | 三層複層ガラス【as12×2】 | 2.33 |
| | 木又はプラスチックと 金属の複合材 | 低放射複層ガラス【as12】 | 2.33 |
| | | 三層複層ガラス【as12×2】 | 2.33 |
| 二重サッシ | 建具の一方が木製又は プラスチック製 | 単板ガラス+低放射複層ガラス【as6】 | 1.9 |
| | | 単板ガラス+複層ガラス【as12】 | 2.33 |
| | アルミサッシ等 | 単板ガラス+低放射複層ガラス【as12】 | 2.33 |
| 三重サッシ | アルミサッシ等 | 単板ガラス+単板ガラス+単板ガラス | 2.33 |

○屋根・天井・壁・床の断熱材の断熱性を高める工事

断熱性能が平成 25 年省エネ基準及び断熱等性能等級 4 に適合し、下記の熱抵抗値以上のもの。

屋根・天井・壁・床の熱抵抗値が平成 25 年省エネ基準又は断熱等性能等級 4 に適合する断熱材の厚さは下記の通りとする。(アルファベット記号の断熱材種類については次項に記載)

| 住宅の種類 | 施工法 | 部位 | | 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$) | 断熱材の厚さ (mm) | | | | | | |
|----------------------------|--------------------------------|--------------|--------------|-----------------------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | A-1 | A-2 | B | C | D | E | F |
| 在来木造 | 充填断熱 工法 | 屋根 | | 6.6 | 345 | 330 | 300 | 265 | 225 | 185 | 150 |
| | | 天井 | | 5.7 | 300 | 285 | 260 | 230 | 195 | 160 | 130 |
| | | 壁 | | 3.3 | 175 | 165 | 150 | 135 | 112 | 95 | 75 |
| | | 床 | 外気に接 する部分 | 5.2 | 275 | 260 | 235 | 210 | 180 | 150 | 115 |
| | | | その他の 部分 | 3.3 | 175 | 165 | 150 | 135 | 115 | 95 | 75 |
| | | 土間床等 の外周部 | 外気に接 する部分 | 3.5 | 185 | 175 | 160 | 140 | 120 | 100 | 80 |
| | | | その他の 部分 | 1.2 | 65 | 60 | 55 | 50 | 45 | 35 | 30 |
| 枠組壁工法 | 充填断熱 工法 | 屋根 | | 6.6 | 345 | 330 | 300 | 265 | 225 | 185 | 150 |
| | | 天井 | | 5.7 | 300 | 285 | 260 | 230 | 195 | 160 | 130 |
| | | 壁 | | 3.6 | 190 | 180 | 165 | 145 | 125 | 105 | 80 |
| | | 床 | 外気に接 する部分 | 4.2 | 220 | 210 | 190 | 170 | 145 | 120 | 95 |
| | | | その他の 部分 | 3.1 | 165 | 155 | 140 | 125 | 110 | 90 | 70 |
| | | 土間床等 の外周部 | 外気に接 する部分 | 3.5 | 185 | 175 | 160 | 140 | 120 | 100 | 80 |
| | | | その他の 部分 | 1.2 | 65 | 60 | 55 | 50 | 45 | 35 | 30 |
| 在来木造 枠組壁工法 又は 鉄骨造 | 外張断熱 工法 又は 内張断熱 工法 | 屋根又は天井 | | 5.7 | 300 | 285 | 260 | 230 | 195 | 160 | 130 |
| | | 壁 | | 2.9 | 155 | 145 | 135 | 120 | 100 | 85 | 65 |
| | | 床 | 外気に接 する部分 | 3.8 | 200 | 190 | 175 | 155 | 130 | 110 | 85 |
| | | 土間床等 の外周部 | 外気に接 する部分 | 3.5 | 185 | 175 | 160 | 140 | 120 | 100 | 80 |
| | | | その他の 部分 | 1.2 | 65 | 60 | 55 | 50 | 45 | 35 | 30 |

平成25年省エネ法基準及び断熱等性能等級4に適合する断熱材の種類と熱伝導率については下記の通りとする。

| 断熱材 区分 | 断熱材の種類 | 熱伝導率 λ (W/m·K) |
|-----------|--|------------------------------|
| A-1 | 吹込み用グラスウール (施工密度 13K、18K) シーリングボード (9mm) A 級インジュレーションボード (9mm) タタミボード (15mm) | $\lambda = 0.052 \sim 0.051$ |
| A-2 | 住宅用グラスウール 10K 相当 吹込み用ロックウール 25K | $\lambda = 0.05 \sim 0.046$ |
| B | 住宅用グラスウール 16K 相当、20K 相当 A 種ビーズ法ポリエチレンフォーム保温板 4 号 A 種ポリスチレンフォーム 1 種 1 号、2 号 | $\lambda = 0.045 \sim 0.046$ |
| C | 住宅用グラスウール 24K 相当、32K 相当 高性能グラスウール 16K 相当、24K 相当、32K 相当 吹込み用グラスウール 30K 相当、35K 相当 住宅用ロックウール (マット、フェルト、ボード) A 種ビーズ法ポリエチレンフォーム保温版 1~3 号 A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 1 種 A 種ポリスチレンフォーム保温板 2 種 吹込用セルローズファイバー 25K、45K、55K A 種フェノールフォーム保温板 2 種 1 号、3 種 1・2 号 吹付け用硬質ウレタンフォーム A 種 3 吹込用ロックウール 65K 相当 | $\lambda = 0.04 \sim 0.035$ |
| D | A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号 A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 2 種 A 種フェノールフォーム保温板 2 種 2 号 A 種硬質ウレタンフォーム保温板 1 種 A 種ポリスチレンフォーム保温板 3 種 建築物断熱用吹付硬質ウレタンフォーム A 種 1~2 高性能グラスウール 40K 相当、48K 相当 | $\lambda = 0.034 \sim 0.029$ |
| E | A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 3 種 A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 1~4 号 A 種フェノールフォーム保温板 2 種 3 号 | $\lambda = 0.028 \sim 0.023$ |
| F | A 種フェノールフォーム保温板 1 種 1~2 号 | $\lambda = 0.022$ 以下 |

様式第1号（第7条関係）

同意書

私は、快適住まいのリフォーム補助金交付申請にあたり、以下の事項に関する調査を斜里町が行う事に同意します。

記

- ・斜里町高齢者日常生活用具給付等事業
- ・介護保険法に基づく居宅介護住宅改修等事業
- ・斜里町老人居室等整備資金貸付事業
- ・身体障害者等住宅整備資金助成事業
- ・身体障害者住宅整備貸付事業
- ・斜里町移住者等受け入れ促進事業
- ・斜里町水洗化改造等奨励事業
- ・斜里町合併浄化槽設置整備事業
- ・斜里町合併浄化槽設置促進資金貸付事業
- ・住宅リフォーム促進補助金（H22～H27）
- ・上記の他、リフォーム工事に関連する斜里町所管事業

平成 年 月 日

斜里町長 馬場 隆 様

申請者等 住 所 _____

氏 名 _____ 印

施工業者 住 所
氏 名
電 話

住宅改修関連事業利用確認書

交付申請のあった申請者において、以下の事業との併用があるか、確認します。

※確認欄

| 区 分 | 利用の有・無 | 所 管 課 | 確認者 氏名・印 備 考 記入欄 |
|----------------------|--------|-------|---------------------|
| 斜里町高齢者日常生活用具給付等事業 | 有・無 | 保健福祉課 | |
| 介護保険法に基づく居宅介護住宅改修等事業 | 有・無 | | |
| 斜里町老人居室等整備資金貸付事業 | 有・無 | | |
| 身体障害者等住宅整備資金助成事業 | 有・無 | | |
| 身体障害者住宅整備貸付事業 | 有・無 | | |
| その他上記区分にない所管事業 | 有・無 | | |
| 斜里町移住者等受け入れ促進事業 | 有・無 | 企画総務課 | |
| その他上記区分にない所管事業 | 有・無 | | |
| 斜里町水洗化改造等奨励事業 | 有・無 | 水 道 課 | |
| その他上記区分にない所管事業 | 有・無 | | |
| 斜里町合併浄化槽設置整備事業 | 有・無 | 環 境 課 | |
| 斜里町合併浄化槽設置促進資金貸付事業 | 有・無 | | |
| その他上記区分にない所管事業 | 有・無 | | |

施工者について （登録・資格の有・無）

| | | | |
|----------------|-----|-------|--|
| 斜里町小規模修繕契約希望者 | 有・無 | 財 政 課 | |
| 建設工事請負業者入札参加資格 | 有・無 | | |

様式第2号（第8条関係）

快適住まいのリフォーム補助金を交付できない旨の通知書

平成 年 月 日

申請者住所
申請者氏名 様

斜里町長 馬場 隆

先に申請のあった、快適住まいのリフォーム補助金の交付ができないので、通知します。

記

建設場所 斜里町

リフォームの種類 一般 ・ 高断熱化 ・ 子育て世帯

補助金申請額 円

(交付できない理由)

様式第3号（第9条関係）

快適住まいのリフォーム補助金変更~~（不）~~承認決定通知書

平成 年 月 日

申請者住所

申請者氏名 様

斜里町長 馬場 隆

先に申請のあった変更申請について承認を決定したので、通知します。

記

建設場所 斜里町

リフォームの種類 一般 ・ 高断熱化 ・ 子育て世帯

変更前補助金額 円

変更後補助金額 円

※上記の内容等について、変更、中止がある場合は、遅滞なく所定の様式により届けること。

※斜里町暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成25年斜里町規則第11号）第5条第1項に該当すると認めるときは、決定を取り消し、又は中止し若しくは制限します。